平成２９年（フ）第３０１号
香川県さぬき市鴨庄4541番地８　エクセルコートＨ―202
債務者　朝見　　学
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９号
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居720番地９、前住所山梨県甲斐市竜王新町2057番地　ハイツ赤坂102
債務者　大森千代子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
兵庫県姫路市打越1339番地　ひめじ保養所太陽
債務者　柳川　幸子
成年後見人　特定非営利活動法人スマイルアシスト
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２７号
長崎県長崎市岩川町２番20号　Ｊ菅ビル203
債務者　久松　　満
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
鹿児島県枕崎市塩屋南町21番地
債務者　上木原友幸
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第９１４号
仙台市青葉区荒巻中央16番33号　ＡＩＺＡＷＡハイツ102
債務者　千葉　英伸
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９３９号
仙台市青葉区春日町５番10―302号、従前の住所仙台市若林区沖野３丁目13番37号
債務者　溝上　彩香
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９５５号
宮城県塩竈市権現堂14番17号
債務者　三原　江美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９７２号
仙台市泉区泉中央１丁目21番地の１　県営七北田住宅714
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
仙台市若林区沖野７丁目33番７号
債務者　高橋　重美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
福島県伊達郡国見町大字藤田字古鹿島10番地１
債務者　菊地　正太
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第８号
茨城県稲敷市江戸崎甲2000番地87
債務者　直井　咲子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第９号
茨城県稲敷市江戸崎甲2000番地87
債務者　直井　宏樹
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
群馬県桐生市梅田町１丁目433番地の６　パナハイツくすの木Ｂ―102
債務者　金子　操一
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１２７号
群馬県桐生市梅田町１丁目433番地の６　パナハイツくすの木Ｂ―102
債務者　金子　澄子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１２８号
群馬県みどり市大間々町大間々697番地１
債務者　星野　純一
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部